

「平成29年度双葉町汚染廃棄物対策地域における被災建物等解体撤去等工事(その2)」の質問回答書

| No. | 区分 | ページ | 条項 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|-----|-------|--|-------------------------------|
| 1 | 入札説明書 | 8 | 7(6)オ | ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組状況の内「くるみん認定」について、従業員100名以下の企業では努力義務であることから認定を取得していませんが、行動計画と取組状況の提出による加点処置はございますか。 | 「くるみん認定」がされている場合、加点対象となります。 |
| 2 | | | | 資材単価の適用月を御指示下さい。 | 平成29年10月号を採用しています。 |
| 3 | | | | 弊社の社屋及びヤードが工事対象エリア近隣に所在しておりますため、そこを工事で使用する資機材の仮置き場所として利用することは可能でしょうか。 | 施工計画書等の提出を受け、監督職員と協議の上、決定します。 |